## とっとり若者地方創生会議補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、とっとり若者地方創生会議補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (交付目的)

第2条 本補助金は、とっとり若者地方創生会議(以下「本会議」という。)の自主的な調査研究活動に要する経費及び主催事業に要する経費の全部又は一部を補助することにより、本会議の活性化並びに若者同士のネットワーク化及び若者の市政への積極的な参加を推進することを目的として交付する。

## (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、本会議が 行う別表第1欄に掲げる事業(単年度で完了するものに限る。)とする。ただし、本補助 金以外の助成を受けて実施するものは除く。

#### (補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第2欄及び同表第3欄に掲げる経費とする。

## (補助金の額)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費に別表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付す る。

#### (補助事業等の変更)

- 第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

## (着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合 とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。 (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年2月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月15日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。

# 別表(第3条、4条、5条関係)

1 補助対象事業	2 対象経費	3 対象費目	4 補助率
会議運営事業	会議の円滑な運営及び目的の達	謝金	10/10
	成のために要する事務的経費並	報償費	
	びに主催事業に要する経費のう	旅費	
	ち第3欄に掲げる費目	会場借上料	
先進地視察事業	調査・研究に際して、先進地視察	賃借料	
	を行う場合に要する諸経費のう	維役務費	
	ち第3欄に掲げる費目	消耗品費	
		印刷製本費	
宿泊研修事業	宿泊を伴う集中的な調査・研究を	その他市長が特に認める経費	
	行う場合の諸経費のうち第3欄		
	に掲げる費目		